

安全の措置に関するチェックリスト

建て方について		規模等について	A-1	A-2	B-1	B-2
届出住宅等の条件等	A) 一戸建ての住宅、長屋	1) 家主同居 1で宿泊室の床面積が50㎡以下				
		2) 上記以外				
	B) 共同住宅、寄宿舍	1) 家主同居 1で宿泊室の床面積が50㎡以下				
		2) 上記以外				
上記の条件による分類に応じて、下記の安全措置(~)をチェック						
安全の措置	告示第一(非常用照明器具)					
		非常用照明器具が設置されている	/		/	
	告示第二第一号(防火の区画等)					
		複数グループが複数の宿泊室に宿泊しない	/		/	
		複数グループが複数の宿泊室に宿泊する場合、防火の区画又は警報設備等が設置されている	/		/	
	告示第二第二号イ					
		2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が100㎡以下			/	
		上記以外の場合で、当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けている			/	
	告示第二第二号ロ					
		宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡未満			/	
		上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物、準耐火建築物等である			/	
		上記以外の場合で、宿泊者使用部分の居室及び当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げが、建築基準法施行令第128条の5第1項に規定されているとおりに不燃化されている			/	
告示第二第二号ハ						
	各階における宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡(地下の階にあっては100㎡)以下			/		
	上記以外の場合で、3室以下の専用の廊下である (対象階:)			/		
	上記以外の場合で、階の廊下(3室以下の専用のものを除く。)の幅が、両側に居室がある廊下にあつては1.6m以上、その他の廊下にあつては1.2m以上である (対象階:)			/		
告示第二第二号ニ						
	2階における宿泊者使用部分の床面積の合計が300㎡未満			/		
	上記以外の場合で、届出住宅が準耐火建築物である			/		
告示第二第二号ホ						
	宿泊者使用部分が3階以上の階に設けられていない			/		
	上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物である			/		

1 届出住宅に家主が居住しており、不在(法第11条第1項第2号の一時的なものは除く。)とならない場合